

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人まんてん（以下、「法人」という。）の理事、監事及び評議員（以下、「役員等」という。）の報酬に関する事項を定める。

(範囲)

第2条 役員等の報酬の金額は次のとおりとする。

(1) 役員等報酬

理事報酬総額は年額30万円、監事報酬総額は年額20万円とする。

理事会、評議員会への参加は、1回あたり5,000円とする。

法人業務にあたった場合は、時間あたり3,000円とする。

法人業務のために出張した場合は、1日あたり8時間を支給上限とする。

法人職員については勤務実態に即して給与規程を適用する。

(2) 費用弁償

役員旅費規程を適用する。

(支給方法)

第3条 役員等の報酬の支給方法は次のとおりとする。

(1) 毎月1日より当月末日までを計算期間とし、翌月20日に支給する。

(2) 原則として現金で直接本人に支給する。ただし、本人が認めた場合には本人が指定する銀行口座への振り込みによって支給する。

(3) 現金にて支給するときの支給日が法人事務の休業日に該当するとき、振り込みにて支給するときの支給日が土曜・日曜・祝日その他金融機関の休日に該当するときは、その直後の営業日に繰り下げて支給する。

(改正)

第4条 この規程を改定する必要がある場合は、評議員会の決議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月23日より施行する。ただし、第2条については平成29年4月1日から適用する。

一部改正 平成30年 6月27日

一部改正 平成30年11月 1日